

## I. 社会的要請・背景

### ●近年の水災害の激甚化

これまで、大河川である洪水予報河川や水位周知河川について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域の指定対象とし、避難経路の確保やハザードマップ作成等の避難計画措置を講じているところです。

一方、令和元年東日本台風等の近年の水害では、**洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川（その他河川）**において、河川はん濫等による人的被害が発生した。

このような状況を踏まえ、令和3年7月の水防法改正により、洪水予報河川・水位周知河川に加え洪水による災害の発生を警戒すべき**住宅等の防護対象のある河川（その他河川）**が、洪水浸水想定区域の指定対象に追加されました。

## 2. 市町村におけるハザードマップの作成について（水防法第15条第3項）

### ●洪水ハザードマップの作成について

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、**想定最大規模における洪水を対象とし、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成**が定められており、印刷物の配布やインターネット等により、住民の方々に周知することが定められています。

## 3. これまでの指定状況について（宮城県）

### ●洪水浸水想定区域指定の状況と今後の予定について

令和3年度までに、県全体で洪水予報河川3河川、水位周知河川34河川、その他河川48河川、のべ84河川の指定を行いました。（七北田川重複）

令和4年度については、昨年度作成した28河川について指定し、**のべ112河川の指定**となります。引き続き、その他河川で浸水想定区域図の作成を進め、令和5年度において26河川の指定を予定しています。

また、**令和7年度までに住宅等の防護対象のある河川で指定予定**としており、水害リスク情報空白地の解消を図ります。

## 4. 今後の予定（気仙沼・南三陸圏域）

### ●直近の予定について

昨年度、解析した河川について、告示指定を行います。

#### 【気仙沼圏域】

- ・面瀬川

#### 【南三陸圏域】

- ・伊里前川、八幡川、水尻川、新井田川  
折立川、西戸川、水戸辺川

（令和4年5月31日に県公報にて告示予定）



気仙沼圏域



南三陸圏域

- 伊里前川  
八幡川  
水尻川  
新井田川  
西戸川  
折立川  
水戸辺川

# 円滑な避難に向けたソフト対策の充実強化 想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定

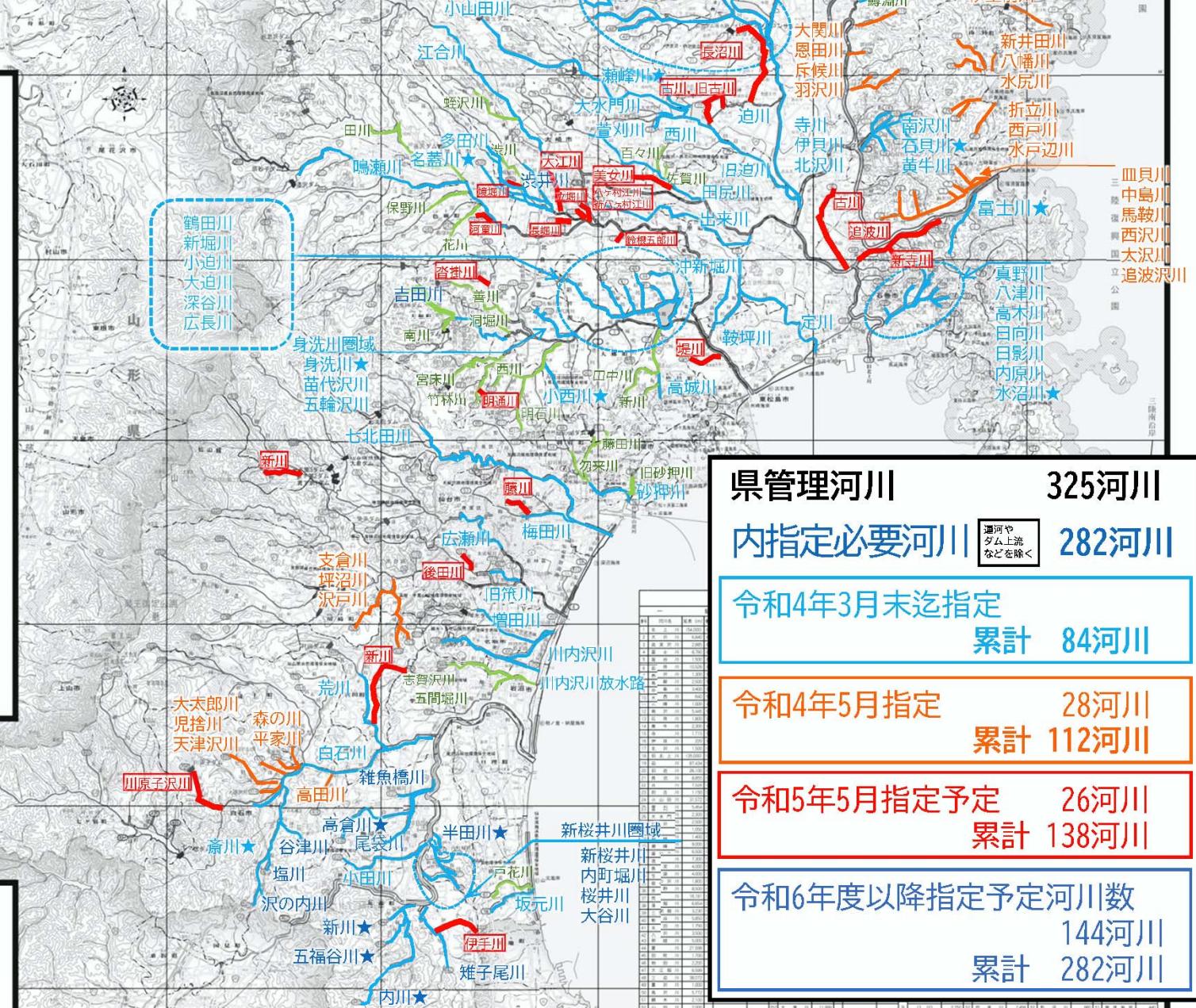
## 凡例

- : 令和3年度迄指定河川
- : 令和4年度指定河川
- : 令和5年度指定予定河川

- : 参考公表河川

※参考公表については、令和7年度までに指定予定。

※ 河川名の後ろに「★」がある河川は、令和元年東日本台風で決壊した河川



○ 令和3年5月までに、指定時点の洪水予報河川と水位周知河川の全36河川において、洪水浸水想定区域を指定している。[洪水予報河川(3河川)、水位周知河川(34河川)合計36河川(七北田川重複)]

○ 令和3年の水防法改正により、洪水予報河川及び水位周知河川に加え、**一級河川や二級河川のうち、住宅等の防護対象のあるものについて指定対象に追加し、水害リスク情報の解消を目指す。**

(流域資産等の状況から、県管理河川325河川のうち、282河川が指定対象となる。)

**令和7年度までに、水害リスク情報空白地の解消を図る** (第5次社会资本重点整備計画)

